

議案第28号

西海市スポーツ施設審議会条例の制定について

西海市スポーツ施設審議会条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

西海市長 瀬川 光之

西海市条例第 号

西海市スポーツ施設審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、西海市スポーツ施設審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもの（社会体育施設及びその付帯設備に係る補助金の交付に関することに限る。）のほか、教育委員会の諮問に応じて、スポーツに関する施設及び設備に関する事項のうち重要な事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第7条 会長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の関係人に出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- 2 前項の規定により出席した関係人には、西海市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年西海市条例第40号）の規定により実費弁償を支給する。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、西海市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西海市条例第39号）に定めるところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局で処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定による委員の選定、委嘱その他この条例の施行に関し必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。